

I 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業

(1) 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業 実施要項	・・・	2
(2) 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会の概要	・・・	6
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会名簿 ワーキンググループ会議名簿	・・・	7
第1回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	・・・	9
第2回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	・・・	10

令和5年度 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業 実施要領
(地域スポーツクラブ活動体制整備事業：スポーツ庁)

群馬県教育委員会健康体育課
群馬県地域創生部スポーツ振興課

1 趣 旨

令和5年度以降、運動部活動の段階的な地域移行に向け、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証研究を行い、その成果を効率的・効果的に広く発信し普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下とする。なお、実施に当たっては、県及び市町村、運営・実施団体等が連携・協働し、一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。

- 県（教育委員会・スポーツ振興課）
- 市町村（教育委員会・スポーツ担当部局）
- 運営団体・実施団体

3 対象事業

本要領が対象とする事業は次の事業とする。なお、休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究のうち県がプロスポーツチーム等と連携して実施する実証研究は本要領の対象としない。

- (1) 休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究
- (2) 事業実施体制の構築及び市町村への総括コーディネーターの派遣
- (3) シンポジウムや事業説明会、報告会等の開催

4 事業内容

- (1) 休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究

（実施主体：県、市町村、運営団体・実施団体）

以下ア～キの取組内容を参考（詳細は国の実施要領（仕様書）参照）に、実証研究を希望する市町村、運営団体・実施主体等に対し、費用を支出する。

ア 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施団体の整備※

- ・関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組
- ・コーディネーターに関する取組
- ・運営団体・実施団体の体制整備や質の確保に関する取組
- ・責任の主体の明確化に関する取組

イ 指導者の質の保障・量の確保※

- ・人材の発掘・マッチング・配置に関する取組
- ・研修、資格取得促進に関する取組
- ・安全・安心な活動の実施に関する取組
- ・平日・休日の一貫指導に関する取組

ウ 関係団体・分野との連携強化※

- ・ 体育・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等との連携に関する取組
- ・ スポーツ推進委員との連携に関する取組
- ・ 地域公共交通との連携に関する取組
- ・ まちづくりとの連携に関する取組

エ：面的・広域的な取組

- ・ 1 学校における多く（半分以上）の運動部活動の地域スポーツクラブ活動へ移行の取組
- ・ 市区町村等を越えた取組

オ：内容の充実

- ・ 生徒の多様なニーズに応じた取組
- ・ 複数種目やシーズン制の取組
- ・ 体験型キャンプの取組
- ・ レクリエーション的活動の取組
- ・ インクルーシブな活動の取組
- ・ 世代間交流に関する取組

※は、県・市町村・運営団体で、必ず実施
する内容

カ：参加費用負担の支援等※

- ・ 困窮世帯への支援に関する取組
- ・ 費用負担の在り方に関する取組

キ：学校施設の活用等

- ・ 学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

(2) 事業実施体制の構築及び市町村への総括コーディネーターの派遣（実施主体：県）

- ・ 総括コーディネーターを任命する
- ・ 総括コーディネーターと担当者は、市町村を訪問して地域移行の状況や課題等を把握するとともに、全国や県内の状況を説明したり、地域移行に向けた助言や支援を行ったりし、県と市町村の連携の推進を図る。

(3) シンポジウムや事業説明会、報告会等の開催（実施主体：県）

シンポジウムや事業説明会、報告会等を実施し、部活動の段階的な地域移行に向けた生徒や保護者、教職員、関係者等の理解を深め、地域スポーツクラブへの移行を推進していく。

5 事業計画書の提出及び事業実施の決定

本事業の実施を希望する市町村及び運営団体・実施団体は、指定された期日までに、指定された事業計画書を提出するものとする。詳細については、別途連絡する。

県は、提出された事業計画書を審査し、選考の結果を通知する。

6 実施計画書の提出及び事業の実施

本事業を実施する市町村及び運営団体・実施団体は、指定された期日までに、指定された実施計画書【様式1】を提出するものとする。詳細については、別途連絡する。

実施計画書に基づき、事業を実施する。変更が生じた場合は、軽微な変更を除き、適宜県へ連絡する。

7 報告書の提出

(1) 実績報告書の提出

実証研究を実施した市町村及び運営団体・実施団体は、以下の期日までに、指定された実績報告書【様式2】に証拠書類等を添付し、各教育事務所の学校体育担当者へ提出するものとする。詳細については別途連絡する。

- ① 4月26日～ 6月分 各教育事務所 7月 5日(水) ⇒ 健体課 7月 7日(金)
- ② 7月 ～ 9月分 各教育事務所 10月 4日(水) ⇒ 健体課 10月 6日(金)
- ③ 10月 ～ 12月分 各教育事務所 1月 5日(金) ⇒ 健体課 1月 10日(水)
- ④ 1月 ～ 2月25日分 各教育事務所 2月 27日(火) ⇒ 健体課 2月 29日(木)

【中部教育事務所(前橋・伊勢崎・渋川・榛東・吉岡・玉村)】担当：森瀬 morise-s@pref.gunma.lg.jp

【西部教育事務所(高崎・藤岡・富岡・安中・上野・神流・下仁田・南牧・甘楽)】担当：須藤 sutou-ri@pref.gunma.lg.jp

【吾妻教育事務所(中之条・長野原・嬭恋・草津・高山・東吾妻)】担当：堀込 gome-yoshi@pref.gunma.lg.jp

【利根教育事務所(沼田・片品・川場・昭和・みなかみ)】担当：野原 nohara-ak@pref.gunma.lg.jp

【東部教育事務所(桐生・太田・館林・みどり・板倉・明和・千代田・大泉・邑楽)】担当：井出 ide-m@pref.gunma.lg.jp

(2) 事業報告書の提出

本事業を実施した市町村及び運営団体・実施団体は、指定された期日までに、別途連絡する実績報告書等を提出するものとする。

8 費用

(1) 支出対象経費

県は、市町村及び運営団体・実施団体等の実施報告又は事前相談に基づき、県が支出する事業の経費に対して、提示した予算の範囲内で支出するものとする。本事業に係る支出対象経費は、以下のとおりとする。

○賃金(総括コーディネーター・コーディネーター)

○諸謝金(指導者・委員・コーディネーター)

○旅費(委員・コーディネーター)

○借損料 ○消耗品費 ○会議費 ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○雑役務費 ○保険料 等

(2) 支出対象経費の取扱い

県は、支出対象経費について、下記①②のとおり取り扱う。ただし、市町村や運営団体・実施団体に事業を再々委託する場合は、別途定める。

① 市町村及び運営団体・実施団体から提出された実績報告書等をもとに、県が手続きを行い、支払う経費

○賃金(総括コーディネーター・コーディネーター)

○諸謝金(指導者・委員・コーディネーター)

○旅費(委員・コーディネーター)

② 市町村及び運営・実施団体から事前相談の上、県が手続きを行い、支払う経費

○借損料 ○消耗品費 ○会議費 ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○雑役務費 ○保険料等

(3) 支出対象経費の積算方法

① 地域スポーツクラブ活動の日数や時間数は、国や県、教育委員会、学校のガイドラインに準じ、地域や学校の実情に応じて設定すること(平日も可)。ただし、予算範囲内とする。

② 地域スポーツクラブ活動の指導者謝金について、1時間当たりの単価は1,600円とする。

③ 体制整備に係る会議における委員の謝金は、県または市町村の委員報酬規定に準じ、1日当

たりの単価は、11,000 円を上限とする。

- ④ コーディネーターの賃金・謝金・交通費は、県または市町村の報酬規定に準ずる。
- ⑤ 委員及びコーディネーター等の旅費は、県の旅費規程に準じ、実費支給とする。

9 地域スポーツクラブ活動の基本的な考え方と運営団体・実施団体、指導者との連携

- (1) 地域の運営団体・実施団体が実施する地域スポーツクラブ活動は、学校管理外（学校教育活動の学校部活動と異なる）となり、生徒にけが等が生じた場合は、スポーツ振興センターの対象外となる。よって、生徒及び指導者ともに、適切に傷害保険等に参加することが必要となる。

県は、本事業の実施が決定した市町村や運営団体・実施団体に対して、保険加入について説明する。

- (2) 市町村や運営団体・実施団体は、以下に例示した内容等について、学校や指導者等と綿密な打ち合わせを行い、保護者の理解を得た上で、地域スポーツクラブ活動を実施すること。

■活動に関わること

（日時、会場、指導方針、活動内容、ガイドライン、学校部活動との連携、等）

■生徒に関わること

（生徒の健康面や実態、配慮が必要なこと、緊急事態発生時の対応、等）

■事業運営に関わること

（保護者への説明、保険の加入、指導者の謝金・旅費、会場費、実績報告書や事業報告書の提出、等）

■その他、本事業を実施する上で必要なこと

10 日 程

- | | |
|-----------------------|---|
| ○ 令和5年1月下旬 | 事業計画書の提出（事前調査） |
| ○ 令和5年3月下旬 | 事業計画書の提出（公募） |
| ○ 令和5年4月上旬 | 審査・選考 実施教育委員会の決定 |
| ○ 令和5年4月中旬 | 実施計画書の提出 |
| ○ 令和5年4月下旬～
令和6年2月 | 事業の実施（実践研究・会議の開催・）
実績報告の作成・提出 事業のまとめ |
| ○ 令和6年1月～2月 | 事業報告書の作成・提出 事業報告書冊子の作成 |
| ○ 令和6年3月上旬 | 国へ事業報告
事業報告書を市町村教育委員会及び関係機関へ送付 |

11 その他

- (1) 本事業は、スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を活用して実施する。
- (2) 本事業の実施に当たり、市町村及び運営団体・実施団体の適切な管理の下で、運営団体・実施団体（地域団体・地域指導者当）を明確にし、協働して実施すること。
- (3) 実証研究を実施する場合、市町村及び運営団体・実施団体は指導者への研修を実施すること。
- (4) 本事業の実施に当たり、事故やけが等が生じた場合は、速やかに県に報告すること。
- (5) 事業のまとめ・報告書を作成する際、活動の様子等の写真を使用する場合は、写真掲載について市町村、運営団体・実施団体の許可を取ることとする
- なお、報告書は、県においてまとめ、県内に配布する予定である。また、スポーツ庁において公表する場合がある。
- (6) この要領に定める事項の他、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

群馬県部活動改革推進事業
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

令和 5 年 4 月
群馬県教育委員会
群馬県地域創生部

1 設置の目的

国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインへの対応及び適正な部活動の運営に関する方針に基づく本県公立中学校等における休日の学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた今後の在り方と体制整備を検討するため「群馬県地域クラブ部活体制整備検討委員会」を設置する。

2 検討内容

- (1) 学校部活動の地域連携に関すること
- (2) 新たな地域クラブ活動の在り方に関すること
- (3) 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関すること
- (4) 学校部活動指導における教職員の多忙化解消に関すること
- (5) 大会等の在り方及び学校関係団体や地域関係団体との連携に関すること
- (6) 学校部活動に関すること
- (7) その他

3 設置する時期

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

4 日程(予定)

令和 5 年	5 月 1 6 日 (火)	第 1 回ワーキンググループ会議
	6 月 7 日 (水)	第 1 回地域クラブ活動体制整備検討委員会
	1 0 月 6 日 (金)	第 2 回地域クラブ活動体制整備検討委員会
	1 2 月 2 1 日 (木)	第 2 回ワーキンググループ会議
令和 6 年	1 月 2 2 日 (月)	第 3 回地域クラブ活動体制整備検討委員会

5 組織

- (1) 市町村（教育委員会・部局等）代表及び実証研究実施市町村（教育委員会等）代表
- (2) 学校関係団体代表
- (3) スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ代表
- (4) 実証研究実施運営団体代表
- (5) P T A 関係代表
- (6) 行政関係機関代表
- (7) その他委員として適当と認められる者

6 その他

本検討委員会は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁委託事業）として実施する。

令和5年度 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 委員名簿

番号	団体	役職	氏名	備考
1	前橋市 教育委員会(実証研究運営団体)	学校教育課長	田村 裕之	
2	前橋市 文化スポーツ観光部(実証研究運営団体)	スポーツ課長	篠田 京	
3	高崎市 教育委員会	健康教育課長	長岡 誠	
4	高崎市 総務部	スポーツ課長	津久井 光明	
5	太田市 教育委員会	学校教育課長	栗原 信義	
6	太田市 文化スポーツ部	スポーツ学校担当課長	青田 晃一	
7	沼田市 教育委員会	学校教育課長	林 武史	
8	沼田市 教育委員会	スポーツ振興課長	生方 純也	
9	高山村 教育委員会	教育課長	金井 等	
10	榛東村教育委員会(実証研究運営団体)	事務局長	足達 哲也	
11	吉岡町教育委員会(実証研究運営団体)	事務局長	高橋 淳巳	
12	玉村町教育委員会(実証研究運営団体)	学校教育課長	根岸 真早子	
13	群馬県中学校長会	会長	川上 辰幸	
14	群馬県高等学校長協会	会長	二渡 諭司	
15	群馬県中学校体育連盟	会長	奥田 尚之	
16	群馬県高等学校体育連盟	会長	中村 清志	
17	群馬県高等学校文化連盟	会長	松村 敏明	
18	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	理事長	田子 昌之	
19	県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	平林 知巳	
20	ザスパクサツ群馬(実証研究実施主体)	営業部長	藤田 耕一	
21	群馬ダイヤモンドベガス(実証研究実施主体)	代表取締役	糸井 丈之	
22	MINAKAMI TOWN.EXE(実証研究実施主体)	代表	大塚 俊	
23	群馬県吹奏楽連盟	会長	上原 清司	
24	群馬県PTA連合会	会長	市東 剛	
25	群馬県高等学校PTA連合会	会長	植木 信行	
26	群馬県地域創生部	文化振興課長	佐藤 貴昭	
27	群馬県地域創生部	スポーツ振興課長	廣田 暢実	
28	群馬県生活こども部	私学・子育て支援課長	富澤 恵子	
29	群馬県教育委員会	教育次長(指導担当)	栗本 郁夫	
30	群馬県教育委員会	学校人事課長	西村 琢巳	
31	群馬県教育委員会	義務教育課長	春田 晋	
32	群馬県教育委員会	高校教育課長	天野 正明	
33	群馬県教育委員会	生涯学習課長	松本 佳祝	
34	群馬県教育委員会	健康体育課長	橋 憲市	
35	群馬県教育委員会	教育事務所管理主監代表	小林 克典	
36	群馬県教育委員会	総括コーディネーター	小出 利一	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長・指導主事
	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育推進係長・指導主事
	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監(社会教育係長)・社会教育主事
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長・担当者
	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長・担当者
県関係課	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長・義務教育人事係長・管理主事 県立学校人事係長・管理主事
	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長・指導主事

**令和5年度 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会
ワーキンググループ会議 委員名簿**

番号	団体	役職	氏名	備考
1	前橋市(教育委員会・文化スポーツ観光部)	指導主事	瀧本 徹也	実証研究実施主体
2	榛東村(教育委員会)	主査	武尾 暁	実証研究実施主体
3	吉岡町(教育委員会)	社会教育指導員	飯塚 敏雄	実証研究実施主体
4	玉村町(教育委員会)	生徒指導係長	小山田 健	実証研究実施主体
5	群馬県中学校長会	会計	後藤 弘史	
6	群馬県高等学校長協会	副会長	小林 智宏	
7	群馬県PTA連合会	常任理事	塩原 大輔	
8	群馬県高等学校PTA連合会	副会長	小林 秀晴	
9	群馬県中学校体育連盟	理事長	齊藤 秀夫	
10	群馬県中学校体育連盟	理事(バスケットボール部委員長)	千輝 敦志	
11	群馬県中学校体育連盟	理事(ソフトテニス部委員長)	長沼 拓也	
12	群馬県高等学校体育連盟	理事長	関根 努	
13	群馬県高等学校文化連盟	理事長	会田 智史	
14	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	事務局長	高田 勉	
15	(一財)群馬県バスケットボール協会	専務理事	池田 照	
16	群馬県ソフトテニス連盟	理事長	佐藤 栄一	
17	群馬県吹奏楽連盟	理事長	羽鳥 宏	
18	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長	滝澤 正之	
19	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長	代田 英敏	
20	群馬県生活こども部 私学・子育て支援課	私学振興係長	堀口 佳奈子	
21	群馬県教育委員会 健康体育課	課長	橋 憲市	座長
22	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長	山藤 一也	
23	群馬県教育委員会 健康体育課	総括コーディネーター	小出 利一	
24	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長	堀口 英子	
25	群馬県教育委員会 学校人事課	義務教育人事係長	櫻井 誠	
26	群馬県教育委員会 学校人事課	県立学校人事係長	長谷川 修	
27	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育推進係長	土屋 真美	
28	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長	毒島 章	
29	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監(社会教育係長)	茂木 良文	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事
	群馬県教育委員会 義務教育課	指導主事
	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主事
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	担当者
	群馬県地域創生部 文化振興課	担当者
県関係課	群馬県教育委員会 学校人事課	管理主事
	群馬県教育委員会 高校教育課	指導主事

令和5年度 第1回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会【要約版】

群馬県教育委員会健康体育課

開催日時：令和5年6月7日（水） 14：00～16：00

開催場所：294B会議室（県庁29階）

協議 座長：県教育委員会教育次長

（1）令和5年度群馬県地域クラブ活動体制整備に関する事業について

- ・スポーツ庁の委託事業を活用し、本検討会議及びワーキンググループ会議を年5回開催する。
- ・地域クラブ活動に関する知見を持っている方を総括コーディネーターに任命する。
- ・3つのプロチーム（群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬、群馬クレインサンダース）と連携し、実証実験を実施する予定。
- ・文化部活動の地域移行等に向けた実証事業において、前橋市、邑楽町で実証研究していく。

（2）県の推進計画（案）の策定について

①「はじめに」から「2 推進目標」について

- ・各学校や、地域で実情が違うので、同じように進めることが難しい。できるところから進めるという意味で語尾を「目指す」程度にさせていただけるとありがたい。
- ・数値目標はそぐわないと考える。
- ・吹奏楽の現場では、地域に預けるデメリットの声も出ており、全ての地域で移行するのは難しいと考えている。

②「3 群馬県の状況と課題」と「4 取組の基本方針」について

- ・受け皿となる団体を確保すること、人口集中、過疎地域、謝金、送迎、指導者の高齢化などの課題があるので、各市町村が取組を進めやすいよう、大きく幅のとれるような表現だとありがたい。
- ・地域クラブ活動のなかに生徒が気軽に参加できる、というような表現だとありがたい。

③「5 群馬県の実状」と「6 市町村の実状」について

- ・8（8）②について、日本PTA全国協議会でもコミュニティスクールに力を入れているが、群馬県は遅れている。これを機会に、コミュニティスクールの導入を進められないか。
- ・コミュニティスクールについては、地域の実状、学校の実状に合わせて進めていけるよう検討を進めている。一つのツールとして、この仕組みを応用できればと考えている。御意見を受け止め検討を進めていきたい。
- ・地域の団体と部活動の共存をするうえで、指導方法、安全管理、進め方、ハラスメント等の問題の対応など、全体で共通したものが推進計画を策定する中で盛り込んでいただけるとありがたいと考えている。

④「7 成果指標」から「おわりに」について

- ・「はじめに」に「魅力ある」という言葉が入っていることが素敵である。できれば、「魅力ある」の次に、「持続可能な」という言葉を入れていただきたい。
- ・学校の部活動をそのまま地域に渡すのが地域移行なのか。それとも新たなものを作り出す必要があるのか。など具体像が見えてこない。
- ・様々なイメージがあるが、今の部活動を地域に移行することもあるし、ちがう形もちろんある。明確な形というより、子供たちの様々なニーズに応じて形を変えていくものがあると考えている。
- ・究極は地域の活動に子どもたちが参加することが理想と考える。

開催日時：令和５年１０月６日（金） １４：００～１６：００

開催場所：２９２会議室（県庁２９階）

協 議 座長：県教育委員会教育次長

（１）推進計画の策定状況、地域連携及び地域移行の進捗状況等の把握について

- ・年度末に市町村訪問またはオンライン会議等をさせて進捗状況を確認する。
- ・市町村にアンケートを実施し、推進計画が策定されているかどうか確認する。
- ・成果指標については、年度末に市町村のアンケートを実施し、現状を把握し、来年度、再来年度、と進捗業況を比較する。

（２）地域連携及び地域移行の地域や保護者の理解について

○現状

- ・保護者への浸透は進んでいないと感じている。保護者の間では不安が広がっている。
- ・保護者の間では土日だけだから平日は関係ないと考えている人が多い。
- ・地域や保護者の理解について、実証研究している部活動の保護者はだいたい理解できているが、それ以外の保護者は理解できていない。そのため、なかなか次の部活動の地域移行につながらない。
- ・学校協議会を合意形成する場として活用し、ＨＰに載せる等をしたがそれでも伝わらない保護者もいた。
- ・地域移行のイメージができるようなリーフレットなどで示してほしい。
- ・学校独自で自力でやるということは難しいし、限界がある。
- ・コミュニティスクールという枠組みでできるとよいが、現実には進んでいない。

○今後

- ・保護者や地域の住民向けにリーフレットを作成したり、シンポジウムを開催したりして、周知することが必要だと考えている。
- ・吉岡町ではアンケートをとりながら、地域や保護者に正しく伝えている。
- ・保護者への周知は段階を踏んで丁寧に進める必要がある。県としてもしっかり伝えることができるような取組が必要である。
- ・地域や保護者が自分から入っていかないと見られない状況ではなく、なんとなく目に入るような形（群馬県の広報で載せるなど）で情報を提供してほしい。そうすることが指導者の発掘にもつながる。
- ・メディアを使いながらポイントを絞って進めたい。

○地域の指導者

- ・事業の予算、部活動指導員の予算が今後どの程度なされているのか。
- ・部活動指導員については、国も増員の方向で動いている。
- ・部活動指導員が今後地域での指導者として活躍していくことも考えてのことである。
- ・人材バンクということも重要であると考えている。